## 「大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会」規約(改正案)

(総則)

第1条 本規約は、「大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会」(以下「協議会」という) の設置に関する必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本協議会は、「大橋川改修事業 環境調査最終とりまとめ」(平成21年2月)に基づき、 大橋川改修事業が環境に与える影響の程度、並びに環境保全措置の<mark>実施の内容の</mark>実現の程 度を確認するために必要となるモニタリング計画の策定及びモニタリングの結果、必要に 応じて環境保全措置に対して<del>について</del>、意見及び助言を行うことを目的とする。

#### (組織等)

- 第3条 協議会の委員は、出雲河川事務所長が委嘱する。
  - 2 協議会は、別表に掲げる学識経験者及び行政関係者で構成する。
  - 3 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (会長)

- 第4条 協議会に会長を置く。会長は委員間の互選によってこれを定める。
  - 2 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
  - 3 会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

#### (協議会の招集)

- 第5条 協議会は、会長が招集する。
  - 2 協議会は、行政委員を除く委員の1/2以上の出席をもって成立する。
  - 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
  - 4 委員の代理出席は認めない。ただし、行政委員についてはこの限りではない。

(公開)

第6条 協議会は原則公開とし、公開する情報及び公開の方法については、協議会で定める。

(雑則)

第7条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

#### (事務局)

- 第8条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。
  - 2 事務局は協議会運営に係る庶務を処理する。
  - (附則) 本規約は、平成22年 7月26日より適用する。 (改正) 平成 年 月 日より適用する。

# 【大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会 委員名簿】

## 〔学識委員〕 13名

氏 名	所 属	専門分野
相﨑守弘	島根大学 名誉教授	水質
大谷修司	島根大学 教育学部 教授	プランクトン
北村義信	鳥取大学 農学部 生物資源環境学科 教授	地下水
國井秀伸	島根大学 汽水域研究センター 教授	植物
倉田健悟	島根大学 汽水域研究センター 准教授	底生生物
越川敏樹	島根県立宍道湖自然館ゴビウス 館長	魚類
佐藤仁志	島根野生生物研究会	鳥 類
清家 泰	島根大学 総合理工学部 物質科学科 准教授	水質
中村幹雄	元 島根県内水面水産試験場長	魚 介 類
檜谷 治	鳥取大学 工学部 教授 (リバーカウンセラー)	河川工学
細井由彦	鳥取大学 工学部 社会開発システム工学科 教授	水質
道上正規	鳥取大学 名誉教授 (リバーカウンセラー)	河川工学
淀江賢一郎	日本鱗翅学会 中国支部長	昆 虫 類

# 〔行政委員〕 10名

氏 名	所属
三木文貴	鳥取県 生活環境部 次長
小池律雄	島根県 環境生活部 次長
梅林 正	米子市 環境政策局長
山本 修	境港市 産業環境部長
青木保文	松江市 環境保全部長
児玉俊雄	出雲市 環境政策調整監
仁田隆敏	安来市 市民生活部長
岸本 篤	東出雲町 農林建設課長
杉谷久義	斐川町 環境政策課長
平山大輔	国土交通省 出雲河川事務所 事務所長

## [オブザーバー]

氏 名	所属
勢村 均	島根県 水産技術センター 内水面浅海部長

#### [事務局]

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

## 大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、「大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会」(以下「協議会」 という)規約第6条に基づき、協議会の公開を定めるものである。

(協議会の公開)

第2条 協議会は原則公開とする。ただし、特別の事情により協議会が必要と認めるとき は、この限りではない。

(協議会開催の周知)

第3条 協議会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速や かに出雲河川事務所ホームページ(以下「HP」という。)により一般に周知する。

(協議会の傍聴)

第4条 協議会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定める。

(資料の配付)

第5条 協議会の配付資料は、絶滅危惧種の存在状況等を示す資料など、公開することが 適切でないものを除き、協議会の場で傍聴人にも配付する。

(資料等の公開)

- 第6条 協議会の配付資料は、<del>貴重種</del>絶滅危惧種の存在状況等を示す資料など、公開する ことが適切でないものを除き、HPにて公表する。
  - 2 事務局は協議会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、<del>発言者等の氏</del> <del>名を除き、</del>HPにて公表する。

(雑則)

第7条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、協議会で定める。

(附則) 本規定は、平成22年 7月26日より適用する。